

えっ、ゴルフのパットが特許に!?

その文書はこんな書き出しで始まる。

「利き手がパットのスピードと方向について
の精度を増し、反対の手は利き手とパター面を安定させる」



ゴルフの教則本? いや違う。れっきとした特許文書だ。米国特許5616089、その名も「メソッド・オブ・パッティング(パットの方法)」である。

1997年4月に特許登録された「パットの方法」の特許明細は、グリップをどう握るかを詳述し、その効果を説明する。仮にこの“発明者”が提唱する変則グリップで、スコアが良くなるでしょう。だが、果たしてこれが特許に値する発明なのか。

似たような特許が日本にもある。ソウル五輪の100m背泳で金メダルを取った鈴木大地氏の発明だ。

97年9月に登録された「泳者用トレーニング評価システム」(特許番号2696159)は、泳者の陸上における筋力や水中における抵抗、推力などを測定し、これをコンピューター処理してトレーニング情報として活用する。鈴木氏は修士論文の研究課程でこの仕組みを発明したという。

ともにスポーツの成績向上のための特許という点では似て見える。だが、両社の間には決定的な違い

がある。前者がどうパターを握るかという方



法を特許請求の対象としているのに対して、後者はより速く泳ぐためのトレーニング方法を割り出す情報システムを特許請求している。この差が「ビジネスモデル特許」を理解するカギになる。

「情報技術(IT)を活用したビジネスの手法を対象とした特許」といった表現でマスコ

ミに頻出するようになったビジネスモデル特許。「ソフトウェア関連特許」の名称で、先進的な情報システムなどに与えられてきた特許との違いはどこにあるのか。平たく言えば、「パットの方法」がビジネスモデル特許であり、「泳者用トレーニング評価システム」が従来のソフトウェア特許だ。ビジネスモデル特許につきまとう「こんなものを特許にするのか」という違和感は、従って、「パットの方法」を特許にする違和感と同質である。

ビジネス手法が斬新ならばOK

だが、「おかしい」と不平を言い募っても始まらない。既に、世の中はその方向に動き出している。きっかけは1年半前のある出来事だ。

米金融ベンチャーのシグニチャー・ファイナンス・グループは93年に「ハブ&スポーク」と呼ぶ投資信託の運用手法で特許を取得した。複数のファンドを単一のポートフォリオに集めて運用する際、資金を有効に活用し、管理費用を節約し、税法上のメリットを得る手法である。

ソフトウェアの専門家に言わせると「シグ

こんな特許

特許を押さえないと
どん詰まりに...

ものまで になる!

日米ビジネスモデル 争奪戦の行方

ニチャーの手法を実現するための情報システムには技術面での目新しさはない」(大手電機メーカー特許担当者)。当然、ライバル企業もそう考え、米大手銀行のステート・ストリート銀行が特許無効の訴えを起こした。だが、特許紛争を扱う連邦巡回控訴裁判所(CAFC)が98年7月に下した判決は大方の予想を裏切った。「対象がビジネスの手法であっても、有用で具体的かつ現実的な成果(useful, concrete, tangible result)をもたらず場合、特許として適格(担当判事) 世に言うステート・ストリート事件だ。

情報システムに先進性がなくてもよい。ビジネス手法そのものが斬新なら特許になる。この判決が米産業界にもたらした衝撃は大きかった。新しいビジネス手法を編み出し特許を取得すれば、ライバルの参入を許さず、市場が独占できる。あるいは、これまでやっ

てきた商売が権利侵害を訴えられ、撤退を余儀なくされる...

事実、昨年後半から相次いで、米ネットベンチャーが特許を盾に大企業に挑みかかり始めた。顧客の購入希望条件に合わせて売り手が応札する逆オークション型の電子商取引で急成長するプライスライン・ドット・コムがマイクロソフトを、ネット書籍販売のアマゾン・ドット・コムが米書籍販売最大手のバーンズ・アンド・ノーブルをそれぞれ権利侵害で提訴(下の表参照)。米企業の特許戦略の常套手段「たらせて食う」だ。

と同時に日本のマスコミもビジネスモデル特許を盛んに報道し始めた。「ネット時代の覇権を握るために米国が送り込んだ新たな黒船」「このままでは日本は沈む」と恐怖心を煽る。

果たして、ビジネスモデル特許は黒船か。ネット経済の離陸期を迎えた日本は新型特許によって圧倒的に不利な立場に追い込まれるのか。

(三橋 英之、伊藤 暢人、粟野原 奨=ワシントン)

ネットベンチャーや個人がビジネス手法を盾に大企業を攻撃する

◎ビジネスモデル特許を巡る米国の訴訟例

	ビジネスモデルの内容	裁判の経過
シグニチャー・ファイナンス・グループ ステート・ストリート銀行	複数の投資信託資金を運用する際、運用を効率化し、管理コストを節約し、税法上の利点を得る手法。シグニチャーの特許	米大手銀行ステート・ストリートによる特許無効の主張に対して、1998年7月、CAFCは特許を認める。ステート・ストリートは最高裁に上告するが、採用されず、CAFCの判決が最終確定
AT&T エクセル・コミュニケーションズ	長距離電話の発信者と受信者が自社顧客かを自動的に記録し、顧客開拓に利用する手法。AT&Tの特許	AT&Tがエクセルによる権利侵害を主張。99年4月CAFCが特許性を認めるが、99年10月の差し戻し審は「AT&Tの特許には新規性がなく無効」と判断
プライスライン・ドット・コム マイクロソフト	消費者が購入を希望する商品の購入条件を提示し、それに合う販売業者を仲介する逆オークション手法。プライスラインの特許	マイクロソフトのホテル予約・販売サービスが権利を侵害しているとして、99年10月コネチカット連邦地裁に提訴
アマゾン・ドット・コム バーンズ・アンド・ノーブル	利用者の請求や出荷に関する情報を蓄積し、マウスを1回クリックするだけで商品購入ができるようにした手法。アマゾンの特許	同様の機能を導入するバーンズのネット書籍販売サービスが権利を侵害しているとして、99年10月に提訴。裁判所は侵害行為差し止めの仮処分を出す
個人 ヤフー	複数のオンラインショッピング・サイトで購入した商品の支払いを1サイトで実行する手法。ジュリエット・ハリントン氏という個人の特許	ヤフーショッピングが権利を侵害しているとして、99年11月に提訴。特許仲介業者のSBHがハリントン氏の代理人を務める